

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第一課

1. 基本情報

国名：ブータン王国（ブータン）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2022年7月22日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ブータンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 行政能力向上及び組織強化

ブータン政府は、開発大綱である「Bhutan2020」においてグッドガバナンスを目標の1つとして掲げている。また、「第12次国家五か年開発計画（2018 - 2023）」では、行政サービス向上のための人材の能力強化を重要課題として指摘しており、その解決のための支援として当事業が位置付けられる。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

ブータン政府は、開発大綱である「Bhutan2020」において安定した公平な社会経済発展を目標の1つとして掲げている。また、「第12次国家五か年開発計画（2018 - 2023）」では、平均6-7%経済成長を目標に掲げ、そのためには必要な基盤整備を行う必要があるとされており、本事業はその手段として位置づけられる。

（2）中核人材育成に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

本事業で対象とする分野「行政能力向上及び組織強化」、「持続的な経済成長のための基盤整備」は、対ブータン王国国別開発協力量針（2015年5月）に記載されている援助の基本方針「農村と都市のバランスの取れた自立的かつ持続可能な国づくりの支援」や重点分野「持続可能な経済成長」、「脆弱性の軽減」に合致する。また、対ブータン王国 JICA 国別分析ペーパー（2013年3月）では、援助重点分野である「脆弱性軽減のための支援」の下、開発課題として「公共サービスの強化」が設定されており、職員等の人材育成や能力強化が必要としている。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

対ブータン王国国別開発協力方針（2015年5月）では、「農村と都市のバランスの取れた自立かつ持続可能な国づくりの支援」を援助の基本方針とし「持続可能な経済成長」及び「脆弱性の軽減」を重点分野として定めている。また、対ブータン王国 JICA 国別分析ペーパー（2013年3月）では、援助重点分野である「持続的な経済成長への支援」の下、開発課題として「地域間格差の是正」と「経済成長促進」が設定されており、インフラを含む環境整備や実務人材育成などの基盤づくりの支援を行うとしている。

さらに、本事業は SDGs（持続可能な開発目標）のゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

（3）他の援助機関の対応

ブータンにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、最大のドナー国であるインドの他、オーストラリアが留学生や研修員の受入れ事業を実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

ブータンの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 10名

（4）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大10名（修士課程9名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、ブータンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

（5）総事業費

194百万円（概算協力額（日本側）：194百万円、ブータン側：0円）

(6) 事業実施期間

2022年7月～2027年3月を予定（計57カ月）。

(7) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ブータンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ブータン政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：王立人事院、国民総幸福量委員会、外務省、在インド日本国大使館、JICA ブータン事務所

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するJICA開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

本事業においては留学生募集時に、女性の応募勧奨を計画している。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2022年)	目標値 (2028年)
留学する学生数 (人)	修士	0	9
	博士 ¹	0	1
留学生の学位取得率 ² (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ・ 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。
- ・ 治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材奨学育成計画では、受入分野・受入大学等に関し毎年度の計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。この点を受け、2008年度以降の新方式による本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4期にわたる受入計画を事前

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入れを実施するようにしている。

また、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

さらに、優秀な人材を獲得すべく、より多くの候補者に応募してもらえよう、2020年度の募集過程において、JDSの帰国留学生や受入れ大学教員が参加し体験談を共有するオンラインセミナーを開催したところ、応募者数が前年度比で約45%増加したことから、今後もこのような取組を継続する予定である。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、中核人材の育成を通じて行政能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上